

## 蓮田市自動販売機設置事業者募集要項

蓮田市では、市公共施設に飲料自動販売機を設置するにあたり、以下により設置事業者を募集します。応募される方は、本募集要項及び仕様書をよく読み、各事項を承知の上、お申込みください。

### 1 目的

市有財産の有効活用を図り、市の自主財源の確保及び市民サービスの向上を図る。

### 2 募集事項等

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積等 別添「募集物件一覧表」のとおり
- (3) 貸付期間 平成22年8月1日から平成28年2月29日まで（期間5年7月 更新なし）
- (4) 貸付条件等 別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

### 3 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人に限り参加することができる。

- (1) 埼玉県内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有すること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税、法人市民税を滞納していないこと。

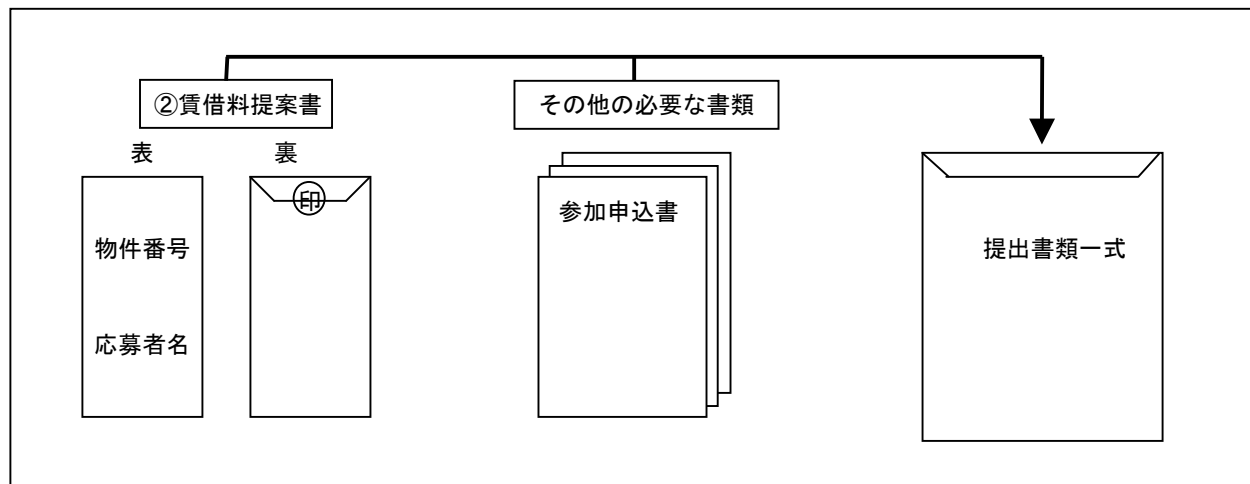
### 4 応募の手続

- (1) 応募書類の提出期間 平成22年7月1日(木)～7月6日(火) 午前9時から午後5時まで  
(ただし、土曜日及び日曜日を除く)
- (2) 提出場所 蓮田市大字黒浜 2799-1 蓮田市総務部 総務課 管財担当  
電話：048-768-3111（内線）296  
048-765-1709（ダイヤルイン）
- (3) 提出書類（提出部数は各1部）

提出書類	
①	参加申込書兼誓約書（様式第1号）
②	賃借料提案書（様式第2号）
③	商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可） 提出日前3か月以内のもの
④	消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可） 提出日前3か月以内のもの
⑤	法人市納税の納税証明書（蓮田市内の法人のみ提出）（写し可） 提出日前3か月以内のもの
⑥	会社概要
⑦	設置する自動販売機のカタログ

※提出書類は返却しません。

- (4) 提出方法 提出期間内に、提出場所へ直接持参（その他の方法による受付は行なわない）賃借料提案書のみ定型封筒（長形3号など）に入れた後、封筒の継目部分に代表者印で割印し、表面に募集物件番号と応募者名を油性ボールペン等で記入し、参加申込書その他必要書類を添えて提出してください。（下図参照）
- ※複数物件に申し込む場合、②の賃借料提案書は物件番号ごとに1部ずつ、その他の書類を1部提出してください。



- (5) 賃借料提案書（様式第2号）に記載する金額  
消費税を考慮しない年額の提案額を記載すること。

物件番号1（蓮田文化財展示館敷地）については、自動販売機に係る電気料は設置者の負担であり、物件番号2（蓮田市西新宿会館）については、自動販売機に係る電気料は施設の所有者（蓮田市）の負担ですので、ご注意ください。また、物件番号1（蓮田文化財展示館敷地）については、提案額がそのまま賃貸借契約額となります。物件番号2（蓮田市西新宿会館）については、提案額に100分の5に相当する額を加算した額（1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた額）が賃貸借契約額となりますので、ご注意ください。

## 5 応募資格の確認等

募集事務の担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

## 6 設置事業者の選定方法

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。
- (2) 賃借料提案書を公開で開封し、募集物件に対し、蓮田市が設定する最低貸付料以上の額で、かつ最高額の提案を行った者を選定し、設置事業者とします。なお、最高価格の提案者が2者以上ある場合は、くじにより選定します。  
なお、販売品目の売値（値下げ）等は、考慮しません。
- (3) 設置事業者の選定日

- ①日 時 平成22年7月13日（火） 午前9時から  
②場 所 市庁舎3階 303会議室

- ③注意事項 公開選定の立会いは応募者であれば申込み不要で参加できますが、1 応募者あたり 2 名までとさせていただきます。

(3) 設置事業者の公表等

設置事業者の選定後、選定された者に対しては選定された旨を書面で通知するとともに、蓮田市ホームページに次の事項を掲載します。

- ア 設置事業者を決定した日
- イ 貸付ける財産名称
- ウ 決定した設置事業者名
- エ 決定した賃貸借料
- オ 応募者数

7 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ア 不正行為による応募
- イ 賃借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき
- ウ 賃貸借料提案書の記名押印を欠くもの及び金額を訂正したもの
- エ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの
- オ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ア 提出した書類は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。
- イ 設置事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期限を延期し、又は取り止めることがあります。

8 契 約

(1) 物件番号 1（蓮田文化財展示館敷地）については、別添「蓮田市市有財産賃貸借契約書（案）土地賃貸」のとおりです。

物件番号 2（蓮田市西新宿会館）については、別添「蓮田市市有財産賃貸借契約書（案）建物賃貸」のとおりです。

(2) 選定された設置事業者は、各施設所管課と協議のうえ、平成 22 年 7 月 21 日（水）までに、市有財産賃貸借契約を締結する。

9 設置事業者の決定取消し等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すことがあります。

- ア 上記 8 の（2）に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき
- イ 設置事業者が応募者の資格を失ったとき
- ウ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと市が判断したとき

(2) 上記（1）により、設置事業者の決定を取り消した時は、次点の者と随意契約交渉を行うこととします。

## 10 質問及び回答について

### (1) 質問の方法

募集に関する質問は、平成22年6月15日（火）から平成22年6月24日（木）の午後5時までに、別添「質問書（様式第3号）」にて、電子メールにより、下記11の「問い合わせ先」に示すメールアドレスあてに提出してください。

### (2) 質問への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答します。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、平成22年6月30日（水）までに蓮田市のホームページに掲載します。

## 11 問い合わせ先

蓮田市 総務部総務課 管財担当

TEL 048-765-1709（ダイヤルイン）

048-768-3111（代表）内線296

e-mail [shomu@city.hasuda.saitama.jp](mailto:shomu@city.hasuda.saitama.jp)